

公募公告

国立障害者リハビリテーションセンター自立支援局秩父学園（以下「当学園」という。）は、当学園内における入所児童・者及び職員等（以下「入所児童等」という。）のための自動販売機の設置・運営者（以下「事業者」という。）について、以下のとおり公募を行います。

令和5年1月23日

分任支出負担行為担当官

国立障害者リハビリテーションセンター

自立支援局秩父学園庶務課長 本間 浩

1 公募に付する事項

(1) 件名

秩父学園における自動販売機の設置・運営事業

(2) 業務内容

事業者は、当学園が指定する建物の一部を有償で借り受け、当学園と協議のうえ運営に必要な設備整備等を行い、入所児童等のための自動販売機を運営する。

(3) 一時使用許可（運営）期間

令和5年4月1日から令和6年3月31日まで

ただし、特段の事情がなければ、年度単位で許可の更新を行い、初年度も含め最長5年まで設置可能とする。

なお、事業者が行う設置・撤去等に要する期間は使用許可期間に含む。

(4) 設置場所

〒359-0004 埼玉県所沢市北原町860

国立障害者リハビリテーションセンター自立支援局秩父学園

本館1階及びキンモクセイ1階

2 公募に必要な資格に関する事項

(1) 予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であっても、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。

(2) 予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。

(3) 資格審査申請書又は添付書類に虚偽の事実を記載していないと認められる者であること。

(4) 経営の状況又は信用度が極度に悪化していないと認められる者であること。

(5) 次の各号に掲げる制度が適用される者にあつては、この公募の応募申込書提出期限の直近2年間（オ及びカについては2保険年度）の保険料について滞納がないこと。

ア 厚生年金保険、イ 健康保険（全国健康保険協会が管掌するもの）、ウ 船員保険、

エ 国民年金、オ 労働者災害補償保険、カ 雇用保険

(6) 厚生労働省から業務等に関し指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。

(7) 過去1年以内に厚生労働省所管法令違反により行政処分等を受けていないこと。

(8) 過去1年以内に厚生労働省所管法令違反により送検され、この事実を公表されていないこと。

(9) 法人等の財政状況、損益状況及び資金状況に問題がないこと。

(10) 当該事業を一時使用許可期間中、継続的に運営できる能力があること。

3 公募説明書の交付場所、応募申込書の提出期限等

(1) 交付場所及び問い合わせ先

〒359-0004 埼玉県所沢市北原町860

国立障害者リハビリテーションセンター自立支援局秩父学園庶務課 志田

TEL: 04-2992-2839

(2) 応募申込書の提出期限及び提出場所等

① 提出期限 令和5年2月6日(月) 17時

② 提出場所 (1)に同じ

③ 提出方法 持参または郵送(郵送の場合は受付期限内必着)

(3) 企画提案書の提出期限及び提出場所

① 提出期限 令和5年2月10日(金) 17時

② 提出場所 (1)に同じ

③ 提出方法 持参または郵送(郵送の場合は受付期限内必着)

4 事業者の決定

参加条件が確認された法人等から提出された企画提案書等を総合的に審査し、その結果を踏まえて決定する。

5 その他

(1) 公募手続きにおいて使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 応募者に要求される事項

応募者は、担当官から応募申込書等の提出書類に関し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

(3) 応募の無効

本公告に示した競争参加資格のない者の提出した応募申込書、応募者に求められる義務を履行しなかった者の提出した申込書は無効とする。また、暴力団等に該当しない旨の誓約書を提出しなかった者の提出した申込書その他条件に違反した者の提出した申込書は無効とする。

(4) 契約書の作成の要否 要

(5) 詳細は公募説明書による。